

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷十三第

行發日一月六年五和昭

論叢

給料税(所得税に於ける給料の源泉課税としての)論

法學博士

神戸正雄

購買力平價説の一考察

文學博士

高田保馬

時論

株式配當金の源泉課税

經濟學博士

汐見三郎

說苑

カウセ「價格形成の機構」の吟味

經濟學士

柴田敬

銀行の信用膨脹に就て

經濟學士

中谷實

中位數の本質

經濟學士

益田熊雄

雜錄

世界的農業恐慌に關する二見解

經濟學士

八木芳之助

租税負擔の地方比較と人口割法

經濟學士

中川與之助

需要弾力性の測定

經濟學士

高森晋

チエコスロバキアに於ける生計調査に基づく租税負擔

經濟學士

村川達三

標準食觀

法學博士

財部靜治

附錄

近着外國經濟雜誌主要論題

本誌第三十卷總目錄

(禁轉載)

株式配當金の源泉課税

沙 見 三 郎

第一 源泉課税運動

大正九年の所得税法の改正は我國租税史上に稀に見る處の劃期的のものであつた。從來は株式の配當金を其の源泉たる株式會社に於て比例税率で課税してゐたのに對し、それを改めて配當金を受くる個人に付き、凡ての所得と共に綜合して、更に累進税率で課税する事となつたのである。

即ち過去二三十年間にわたり、源泉課税主義 (Stoppage-at-source system of income taxation) を採用したる我國の所得税法を改めて、不完全ながらも綜合課税主義 (Lump-sum income tax) とした所に其特色を發見する事が出来るのである。當時を回顧すると隔世の感に耐へない。當時五十圓の月給を取つてゐれば已に年額十一圓七十錢の第三種所得税を納めねばならなかつたのであ

る。然るに知名の大實業家にして、毎年十數萬圓の所得がありながら、其所得の全部が配當金賞與金よりなつてゐるが爲めに、第三種所得税を少しも負擔してゐないと云ふ嘘の様な話もあつた。若し此の實業家にして十數萬圓の所得を個人營業から得てゐたとすれば、どうしても第三種所得税として二三萬圓を支拂はねばならなかつた筈である。この明白なる不公平を矯正せんとした所に大正九年の税法大改革の眞目的が存し、かの普通選舉運動で尖鋭化してゐた社會的不安も此の租税立法で幾分緩和せられたのであつた。蓋し綜合課税主義の精神を株式配當金に擴張する事により、「大資本家は決して租税負擔を避けんとするものに非ず」との好い印象を社會の人心に與へたからである。

然るに大正九年の此の税法の改正の當時に於て已に反對運動が勢力を占め、かの第四十二議會に政府より提出せられ徹底的綜合課税主義の原案の精神は、第四十三議會に於ける修正又修正により餘程緩和せられ、多分に源泉課税の色彩を加味したのであつた。更に大正九年の所得税法改正が行はれし後に於ては、株式配當金の綜合課税廢止源泉課税復舊の運動が毎年恒例として行はれてゐる。第四十二議會に最初政府が提出せし原案の主旨から見れば、むしろ六十パーセントの綜合課税主義に過ぎざる現行所得税法が不徹底であつて、尙之を進めて百パーセントの綜合課税とすべきであるとも考へられるのである。然るに、此の源泉課税運動なるものは綜合課税を百パー

セントに増す事に努力せざるのみか、反つて逆に綜合課税主義を我が所得税法の條文より抹殺し去らんとするのである。而も租税理論にも時代の要求にも逆行せる此の源泉課税運動が本年特に熾烈を極め、之を以て「産業界をして現下萎靡不振の極に沈淪する窮狀より匡救する唯一無二の方策」の如く提唱するのである。¹⁾然し余の見る所によれば、源泉課税課動は單に財界を救濟せざるのみならず、我が社會生活に憂ふべき副作用を及ぼすのである。以下、専ら財政學的の立場より源泉課税運動に對する批評を試みる。

第二 株式配當金課税方法

株式配當金に所得税を課税する方法は、之を次の五つに分つ事が出来る。

第一、株式會社に於ても課税し、配當を受けたる株主に於ても課税する方法

第二、原則として株式會社と株主との双方に課税するが、二重課税を避くる爲めに一部控除する方法

第三、株主のみに課税して會社にては全く課税せざる方法

第四、原則として株主のみに課税するのであるが、會社の所得の中、配當せられざる部分に付きては例外として課税する方法

1) 東京商工會議所：配當課税問題に関する參考資料五十三頁

第五、株式會社のみに課税する方法

此の五つの分類は Bruno Moill²⁾ 教授の試みてゐる所であるが、一、株式會社と株主との双方に課税する主義(第一)と、二、株主又は株式會社の一方にのみ課税する主義(第二又は第五)との二つに分れ、第二と第四との方法は此の兩者の折衷となるのである。以下、此の五つの方法を比較する。

第一の方法は、株式會社と株主とを租税負擔の上に於て全く獨立したものと見るのであるから、株式の配當金に付きても、源泉課税主義と綜合課税主義とを同時に行ふのである。法人と自然人とを獨立の經濟主體と見て普遍の原則を適用する點より見れば、兩者の所得を全額に付き課税するも、何ら差支へなきわけである。然し株式會社と株主との間に經濟上密接なる關係ありと云ふ見地よりせば、此立法は苛酷の嫌ひがある。我國に於ては、此方法は全く採用せられてゐない。

第二の方法は、原則としては、第一の源泉課税と綜合課税との併用をなすのであるが、二重課税を避くる爲めに、個人の綜合課税を行ふ際に一部控除をするのである。我が現行所得税制度が其實例である。

第三の株主のみに課税して、會社に於ては全く課税せざる方法は、所謂綜合課税主義の立法で

2) Lehrbuch der Finanzwissenschaft. S. 521-522.

ある。明治二十年の所得税法を其適例とする事が出来る。然れども此方法のみを採用する時には、會社は配當金を出来るだけ少くし、他の方法によりて配當したると同様の目的を達する事となるのである。

第四の方法は、第三の方法と同じく、原則として綜合課税を採用するのであるが、第三の方法と異り、會社の所得の中で配當せざる部分にのみ課税するのである。第四十二議會に政府が提出したる原案なるものは之であつた。

第五は、株式會社のみ課税して株主に付いては全く課税せざる方法である。明治三十二年以來、大正九年に至るまでに我國の所得税法が採用せし源泉課税方法が之であつた。然し此の方法によれば、一株の株主も一萬株の株主も同一率の所得税を負担する事となり、又配當金と其以外の所得とを綜合して課税し得ざる事となり現代の租税觀念とへだたる所が大である。

此等五つの方法はいづれも一長一短あり、世界の各國は何れも其取捨に迷つてゐる次第である。然らば我國に於ては此の五つの方法の中で如何なる方法を採用する事が最も適當してゐるか。此問題を明らかにする爲めには、我國の所得税の特質を研究する必要がある。

我國の租税體系、特に直接税體系は中心を所得税におき、更に我國の所得税はあらゆる租税理論の理想を専ら第三種所得税に盛らんとしてゐるのである。先づ所得の量の方面に於ては累進税

率を定め、千二百圓の所得にては百分の〇・八なるに、所得金額を増す毎に率を高め四百萬圓に於ては百分の三十六なる超過額累進税率を採用してゐる（所得税法第
二十三條）。次に第三種所得税は所得の質の方面を考慮してゐる。一萬二千圓以下の所得を受くる中小所得者について、勤勞より得たる所得に對し一割及び二割の控除規定が定められてゐるのは所得の源の質を考へたのである（所得税
法第十
五條）。或は生命保険料の控除を最高二百圓迄行ひ（所得税法第
十六條ノ三）、又は三千圓以下の所得を受くる小所得者に付き扶養家族數の多少に應じ控除を定め（所得税法
第十六條）、更に千二百圓未滿の最低生活費に達せざる所得を有する者には免税の特典を與へたるが如きは（所得税法
第二十條）、全く所得の用途の質を考へたのである。かくの如く、凡ての所得を、それを受くる個人に集中して考へ、力相應の負擔を各個人に求めんとするのが我國の所得税の根本精神である。従て株式の配當金の問題に付いても、此處を出發點として議論を進めねばならぬ。

源泉課税主義を採用する時に徵税手續の便利なる事は之を認めざるを得ないのであるが、公平負擔と云ふ點に於ては遺憾の處が少なからず存するのである。假に問題を所得の量に限定する、即ち綜合課税主義によれば千二百圓以下の所得者は免税、五千圓の所得者は三・四%の負擔、四百萬圓の所得者は二八・二%の第三種所得税を支拂ふのである。然るに源泉課税主義によれば一株の人も、一萬株の人も同一税率——例へば七・五%——の所得税を支拂ふ事となるのである。故

に綜合課税主義を捨て、源泉課税主義を採用する事は、累進税主義の治外法權を株式の配當に對しても擴張せんとするものであつて、我國の所得税體系を紊るものと云はねばならぬ。而も源泉課税論者の重心は恰も此の方面に存し、大所得者をして累進税の負擔を免れしめ、以て財界の振興を圖らんとするのである。

以上の理由を以て、株式會社の配當に課税する五つの方法の中、少くとも第五の純然たる源泉課税主義を採用する事は絶対に之を避けねばならぬ、結局、綜合課税主義を原則として採用し、其弊害を避くる處に立法の重心をおかねばならぬ。然らば現行所得税法には何等改正を施す餘地無きやの問題を生ずるのである。

第三 現行所得税法の改正

現行所得税法は所得を三種に區分し、特に法人より受くる利益の配當に付いては、控除規定を設けてゐるのである。所得税法第三條と第十四條とは次の規定を設けてゐる。

第三條 所得税ハ左ノ所得ニ付之ヲ賦課ス

第一種

甲 法人ノ普通所得

乙 法人ノ超過所得

丙 法人ノ清算所得

第二種

甲 本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル公債、社債若ハ銀行預金ノ利子又ハ貸付信託ノ利益

乙

第三種

第二種ニ屬セサル個人ノ所得

第十四條 第三種ノ所得ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算出ス

一

二

三

四 法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ收入金額（無記名株

式ノ配當ニ付テハ支拂ヲ受ケタル金額）ヨリ其ノ十分ノ四ヲ控除シタル金額

第一條と第十四條とを對照して考へるに、我國の所得税法は原則として綜合課税主義を採用してゐるのであるが、之には二つの大きな除外例が存してゐる。

現行所得税法に於て、綜合課税の例外をなす第一のものは公債社債銀行預金の利子貸付信託の利益であつて、此等については第二種所得として凡て源泉課税を行ふ事となつてゐる。

第二の例外をなすものは法人の所得であつて、特に株式會社の配當金が其代表的のものであ

る。株式會社の所得には、原則としては5%の比例税率を設け第一種甲、法人の普通所得として源泉課税を行ひ、更に普通所得の中にて株主に配當せられたるものに付いては、其六十パーセントが株主の他の所得と綜合せられて累進税率の適用を受けてゐるのである。

現行所得税法を是認する論者は暫く之をおき、所得税法を不満とし改正せんとする議論は二種類に分れるのである。其の第一は第三種所得税にあらはれたる綜合課税主義の思想を凡ての方面に擴張せんとする説であつて、第二は第一種所得及び第二種所得に示されてゐる源泉課税主義を徹底せんとする議論である。

綜合課税主義を所得税の全部に適用せんとせば、先づ上述の二つの例外を撤去せねばならぬ。第一の例外たる公債社債の利子を個人の其他の所得と綜合して課税する事は、無記名式を原則とする此等の證券に取り、かなり困難なる事情を伴ふのであるが、決して不可能とは云ひ得ないのである。特に銀行預金の利子に付いては然りである。かくて第一の例外の撤去は難問題として取残されてゐる。然し第二の例外たる、株式會社の配當金の四十パーセント控除と株式會社の配當所得の源泉課税とを併用する事は、綜合課税主義の立場よりすれば相當の不都合を生ずるものであるから、之を改める必要が考へられるのである。

之に反し、源泉課税主義を是認する論者から云へば、第一の公債社債等の利子の源泉課税を其

のまゝ存置するのみならず、第二の株式の配當金の源泉課税を一層徹底せしめねばならないのである。即ち、第二種所得に於ける六十パーセントの綜合課税を全然撤去して、之を第一種又は第二種に合流せしめんとするのである。

問題を株式會社の配當に限り、綜合課税主義と源泉課税主義とが我租税史上に具體的に如何にあらはれてゐるかを表示すると、明治二十年より最近に至るまで次の結果を得る事が出来る。

	株式會社の配當所得	株主の受くる配當所得
明治二十年所得税法	課税せず	一〇〇%に累進課税す
明治三十二年所得税法	(第一種として)課税す……千分の二十五	課税せず
明治三十七年非常特別税法	(第一種として)課税す……千分の四十二・五	課税せず
明治三十八年非常特別税法中改正	(第一種甲として)課税す……千分の六十二・五	課税せず
大正二年所得税法中改正	(第一種乙として)課税す……千分の六十二・五	課税せず
大正七年所得税法中改正	(第一種乙として)課税す……千分の七十五	課税せず
大正九年第四十二議會	課税せず	一〇〇%に累

綜合課税

源泉課税

に政府が提出せし法案	但し法人の甲、超過所得、乙、留保所得、丙 清算所得、丁につきましては課税す	進課税す	総合課税
大正九年第四十三議會 に政府の提出せし法案	課税せず 但し法人の甲、超過所得、乙、留保所得、丙 清算所得、丁につきましては課税す、而して甲と 乙との税率を高める	八〇%に累進 課税す	
大正九年第四十三議會 に於ける衆議院の修正	(第一種丙、法人の配當所得として)課税す…… 百分の四 但し法人の甲、超過所得、乙、留保所得、丁 清算所得、戊につきても課税す	七〇%に累進 課税す	総合課税 と源泉課 税と併用
大正九年所得税法	(第一種丙、法人の配當所得として)課税す…… 百分の五 但し法人の甲、超過所得、乙、留保所得、丁 清算所得、戊につきても課税す	六〇%に累進 課税す	
大正十五年所得税法中 改正	(第一種甲、法人の普通所得として)課税す…… 百分の五 但し法人の乙、超過所得、丙、清算所得につ きても課税す	六〇%に累進 課税す	

明治二十年に於ては、株式の配當に付いては徹底したる綜合課税主義を採用し、株式會社に對し
ては全く課税しなかつたのである。然るに明治三十二年より大正九年に至るまでは徹底したる源
泉課税主義を採用し、株式の配當金に付いては個人に於ては全く課税せず、或は第一種として、
又は第一種甲として、更に第一種乙として株式會社に於てのみ課税したのである。其結果、所謂

合法的脱税を目的とする株式會社が續出し、茲に所得税法の改正が叫ばるゝに至つた。更に大正九年に至り、政府は徹底したる綜合課税主義に加ふるに會社所得税を併用する理想案を議會に提出したのであつた。然るに政府の百パーセントの綜合課税主義は八十パーセント、七十パーセント、六十パーセントと漸次弱められ——勿論其妥協案として低率の源泉課税主義を併用して綜合課税主義の一貫を破つてゐるのであるが——今日に及んだのである。

かくの如く、我國の現行所得税法は、株式の配當金に付いては、綜合課税主義を歪められながらも維持してゐるのである。従て株式配當金に對する所得税法の改正問題は、歪められながらも維持せられてゐる綜合課税主義を如何に扱ふかの點に存してゐる。即ち、歪められてゐるまゝの綜合課税主義で満足するか、又は大正九年の政府原案に基き歪みを撤去して百パーセントの綜合課税主義をとるか、又は明治三十二年の立法の主旨に復歸して株式配當金に付きては綜合課税主義を全然斷念するかの岐路に立つてゐるのである。而して源泉課税運動に奔走する人は、此の第三案を主張するのである。

第四 結 論

東京商工會議所は昭和五年四月に商工調査第三十號として「配當課税問題に關する參考資料」を

公けにし、株式配當金の源泉課税に關する有力なる材料を提供してゐる。

此資料によれば、配當金綜合課税に對しては商工會議所及び其他實業界の有力團體は年中行事の如く反對決議を試み、特に今年はその反對運動が熱烈の様である。然し商工會議所其他實業界の有力なる反對意見は、果して社會の凡ての聲を代表してゐるのであらうか。少くとも余一人は此反對運動に對し、極めて悲觀的の意見を抱く者である。特に現今の如き、金解禁の後を受けて舉國一致して經濟國難に當るべき時に、商工會議所が先頭となり、結果に於ては——動機は愛國心に出でたるならんも——大資本家の負擔を軽減する事となる運動にあたる事は、果して時期を得たるものなりや、大なる疑問無きを得ないのである。

配當金綜合課税反對論者は、第一に産業の發達を阻害する事、第二は株式の流通を阻害する事、第三に重複課税の行はる、事、第四に負擔の均衡を失する事、第五に脱税の行はれ易き事、第六に稅務行政上徵稅手續の繁雜、徵稅費の増加を來し、而も源泉課税より正確を缺く事、第七に社會政策の本末を顛倒する事をあげてゐる。然し余の見る處によれば、第二、第五、第六以外の理由は殆んど成立せざるのみか、反つて反對の立場にある議論の辯護材料ともなり得べきである。

配當金綜合課税反對論を讀みて特に諒解し難き點は、一、株式配當金の課税を公社債等の利子の課税とのみ比較して、他の所得の課税と一切比較せざる事、二、大株主の負擔軽減を中心とし

て議論が進められ、減税の代り財源につきて説明少き事、三、所得税改正の財界に及ぼす影響を過大視せる事との三つである。

第一に、個人の所得は公社債の利子及び株式の配當のみよりなるにあらず、土地家屋よりも營業よりも俸給よりも勞銀よりも入り來るものである。もし公社債の利子が源泉課税なるが故に株式の配當も源泉得税ならざるべからずと主張するならば、土地所得も家屋所得も俸給所得も凡て源泉課税とすべしと云ふ事となり、茲に綜合課税主義は滅亡するのである。公社債の源泉課税なる事は、是を綜合課税主義に改むべしとの理論の根據にこそなれ、決して是に合流して株式の配當をも源泉課税にせよとはならないのである。

第二に、株式の配當が源泉課税主義に改めらるゝ事によつて、大株主の所得税負擔が輕減せられる事は、上述の説明で理解し得るのである。然らば、大株主の所得税負擔の輕減によりて生じたる國家財政收入の欠陥を何によりて補ふかの問題を生ずるのである。所謂「代り財源」の問題につき商工會議所より確定したる説明を聞く事が出來ないのであるが、少くとも結果に於て、大株主以外の人の負擔を増す事となる様であれば、一度考へ直す必要が生ずるのである。

第三に、源泉課税運動を財界振興策と結びつけるのは、所得税の勢力を過大してゐるのでないかと思ふのである。歐洲大戰時代の好景氣に對照すると現今の財界が餘りにも沈滞してゐるので、

人情の自然として、溺るる者藁をもつかむの理屈からして源泉課税運動が発生したのはかも知れない。然し配當綜合課税に伴ふ所得税の苦痛は、好景氣高配の時にこそ大であるが、不景氣減配の今日に至ては輕微である。従つて源泉課税主義の採用は、決して財界の根本的振興策としては役立つものにあらず、精々一時的の景氣直したるに止まるのである。

要するに、株式配當金の源泉課税運動は日本商工會議所、株式取引所と云ふが如き權威ある團體の主張する所であるから、全く我國の租税負擔を公平にし且つ財界を振興せしめんとする愛國的動機から出てゐるのであらう。然し余の見る所によれば、この運動は産業の根本的振興に資する所少く、精々一時の空景氣を煽るに止まるのである。而も一時的の空景氣を齎すに止まるならば、尙忍ぶべし。或は慮る、これが端をなして我が所得税制の公平負擔の精神を破壊し人心に「大資本家は租税負擔を避けんとするものなり」なる惡印象を與へん事を。源泉課税運動は、或は多少の利益を齎す事あるべきも、それ以上の大なるものを失ふ虞ありと云ふのが、余の結論である。